Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

≪お問い合わせ先≫
川崎市 まちづくり局 総務部 企画課（044－200－2703）
E-mail:50kikaku@city.kawasaki.jp
HP:https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000168409.html

令和8年度版

バス停ベンチ設置手引き

町内会・自治会のみなさまもバス停にベンチを設置できます!

0 はじめに

川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金の交付を受けるためには
大きく分けて3つの条件を満たす必要があります



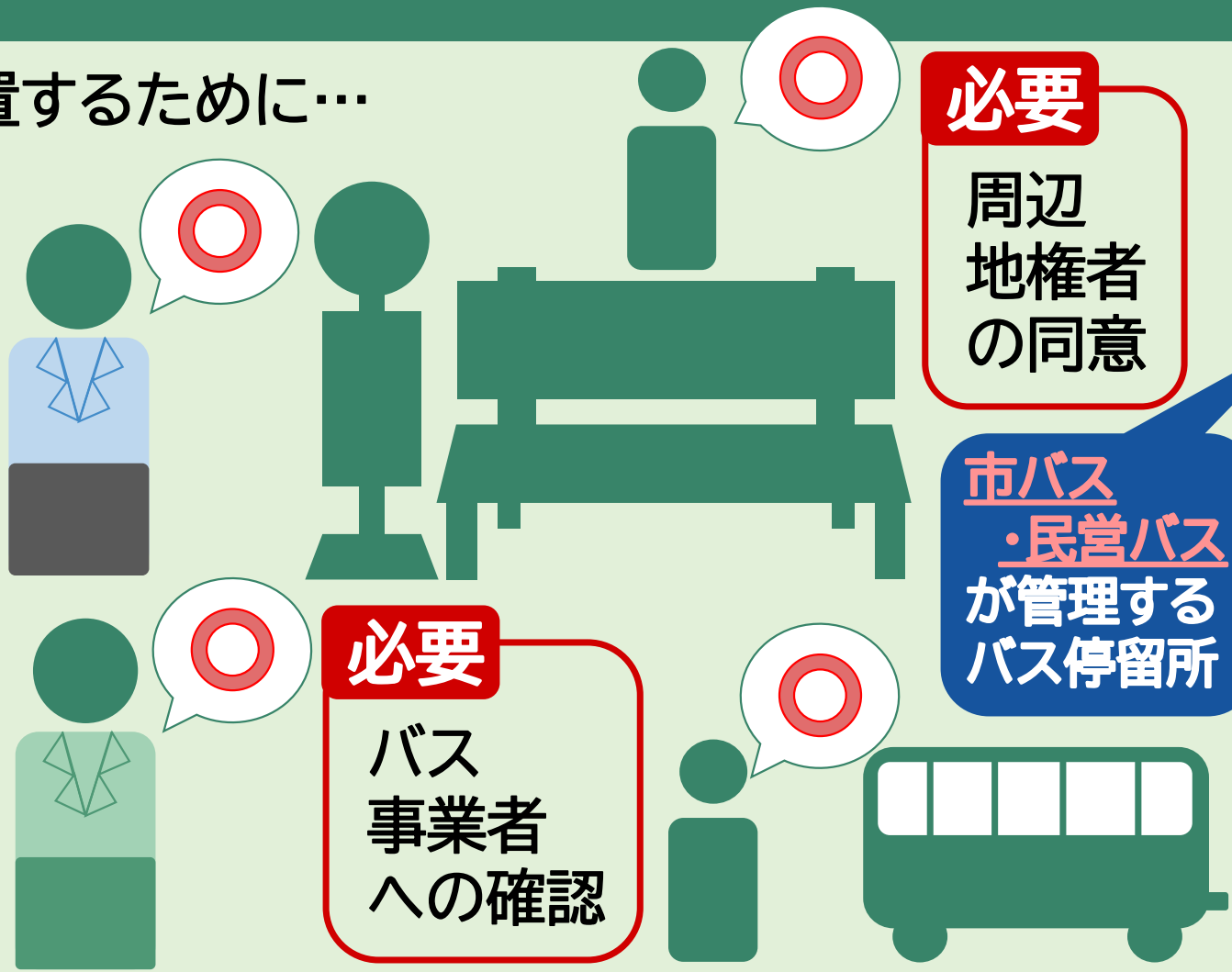
0 はじめに

P3

ベンチを設置するために…

必要
警察の
許可

必要
道路
管理者の
許可



必要
バス
事業者
への確認

必要
周辺
地権者
の同意

もらえる
川崎市
バス停留所
ベンチ設置
支援補助金

市バス・民営バス
が管理する
バス停留所

町内会・自治会
が申請し
維持管理を行う
国産木材の
ベンチが対象

0 はじめに

設置場所の検討

ポイント
設置場所は…
歩道？民有地？

「歩道に設置する場合」と「民有地に設置する場合」で設置条件や必要な手続きが大きく異なります。バス停の周辺状況を確認し、設置場所を検討しましょう。

ベンチの選定

ポイント
維持管理のしやすさも考慮

ベンチのサイズやデザインなどのほか、維持管理のしやすさも考慮しながら選定しましょう。

各種申請

ポイント
市や警察の許可が必要！

歩道に設置する場合、各区の道路公園センターや所轄警察署に許可申請を行う必要があります。補助金の交付を受けるためには、まちづくり局への交付申請が必要になります。

ベンチ設置

ポイント
簡単に動かないように固定！

ベンチが風や人の手などで動かないように設置してください。また、維持管理の方法を業者に確認しておきましょう。

設置したベンチの点検・清掃をして維持管理を行いましょう！

0 目次

1	ベンチを設置できる場所	P6
2	ベンチを設置できない場所	P12
3	設置場所を決める際の注意点	P13
4	設置場所の状態確認	P14
5	ベンチの仕様	P16
6	業者の選び方～ベンチ設置	P19
7	設置前に決めておくこと	P20
8	ベンチの維持管理	P21
9	各種手続き	P23
10	参考	P29

1 ベンチを設置できる場所 P6



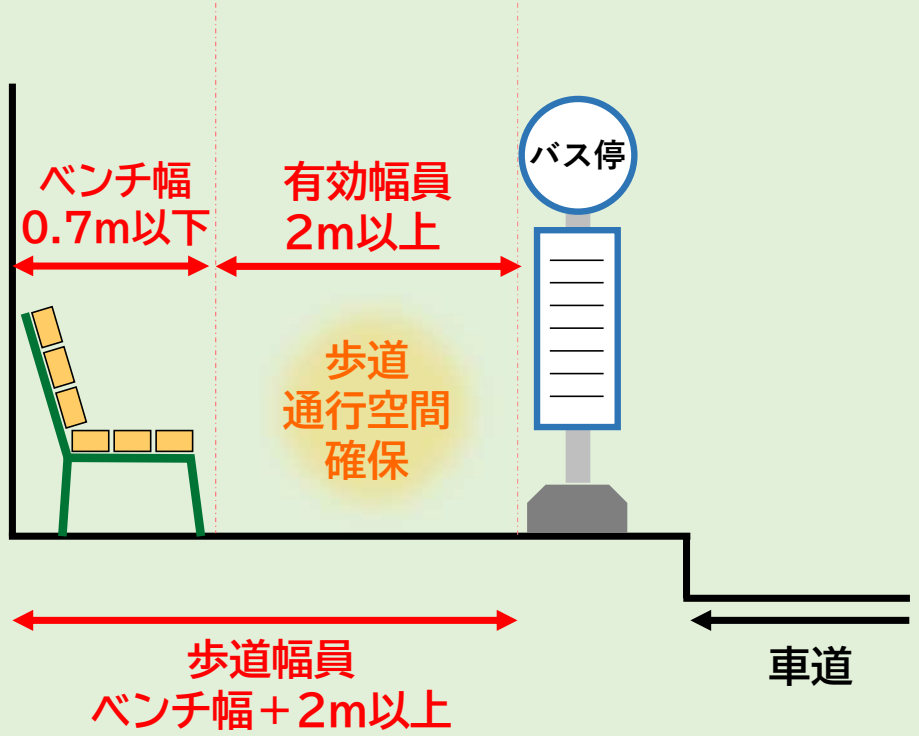
①歩道の有効幅員（ふくいん） P7,8,10
②車道との距離 P8,10
③側溝 P9
④点字ブロック P9,10
⑤周辺地権者の同意 P13
⑥バスの乗降口 P13
⑦歩道の舗装状況 P15
⑧ベンチの寸法 P16

1 ベンチを設置できる場所

P7

歩道

- ✓ ベンチ設置後、歩道通行空間として有効幅員2m以上が必要となります
- ✓ ベンチの幅は0.7m以下としてください
- ✓ 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）から0.6m程度離してください



※**有効幅員**とは…
通行を阻害するものがない部分の幅員のことで、
植栽帯や横断防止柵などの部分を除いた幅員のことです

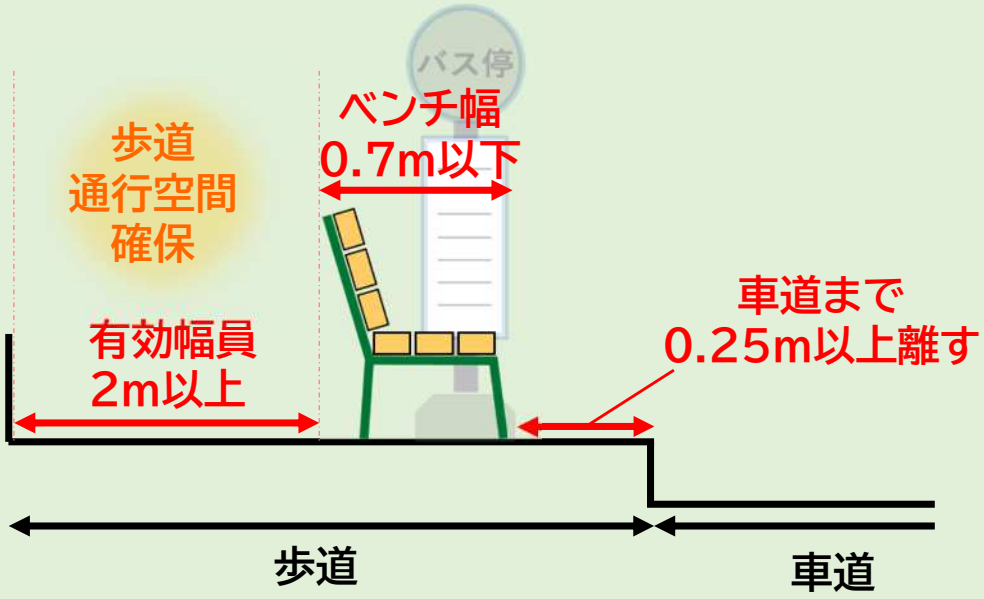
1 ベンチを設置できる場所

P8

歩道（車道側）

✓ ベンチを車道側に設置する場合は、車道からベンチの端まで、最低でも0.25m以上離す必要があるのでご注意ください

※ただし、これは最低条件です
着座した際の足が道路にはみ出ないよう、できる限り車道から離すように設置しましょう

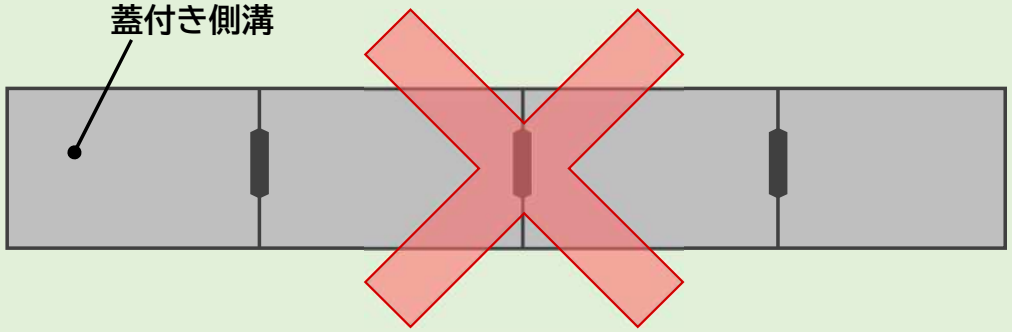


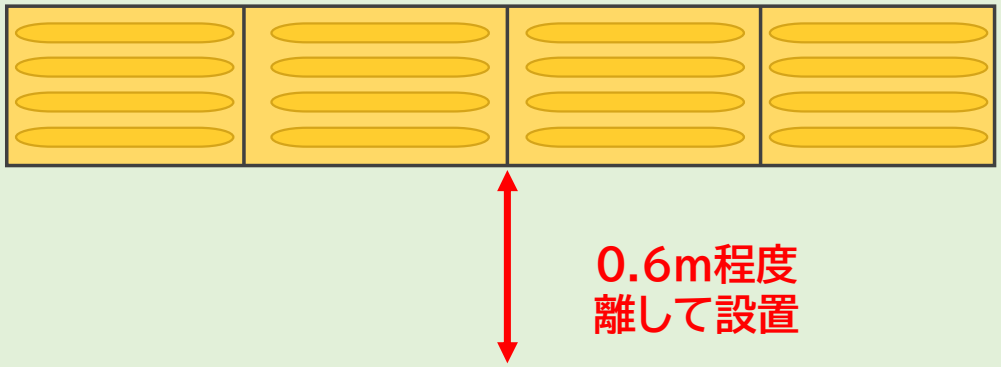
1 ベンチを設置できる場所

P9

注意！ 点字ブロックや蓋付き側溝に注意！

- ✓ 蓋付き側溝の上には、原則としてベンチを設置できません
- ✓ 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）の近くにはベンチを設置できません
- ✓ 点字ブロックから0.6m程度離して設置してください

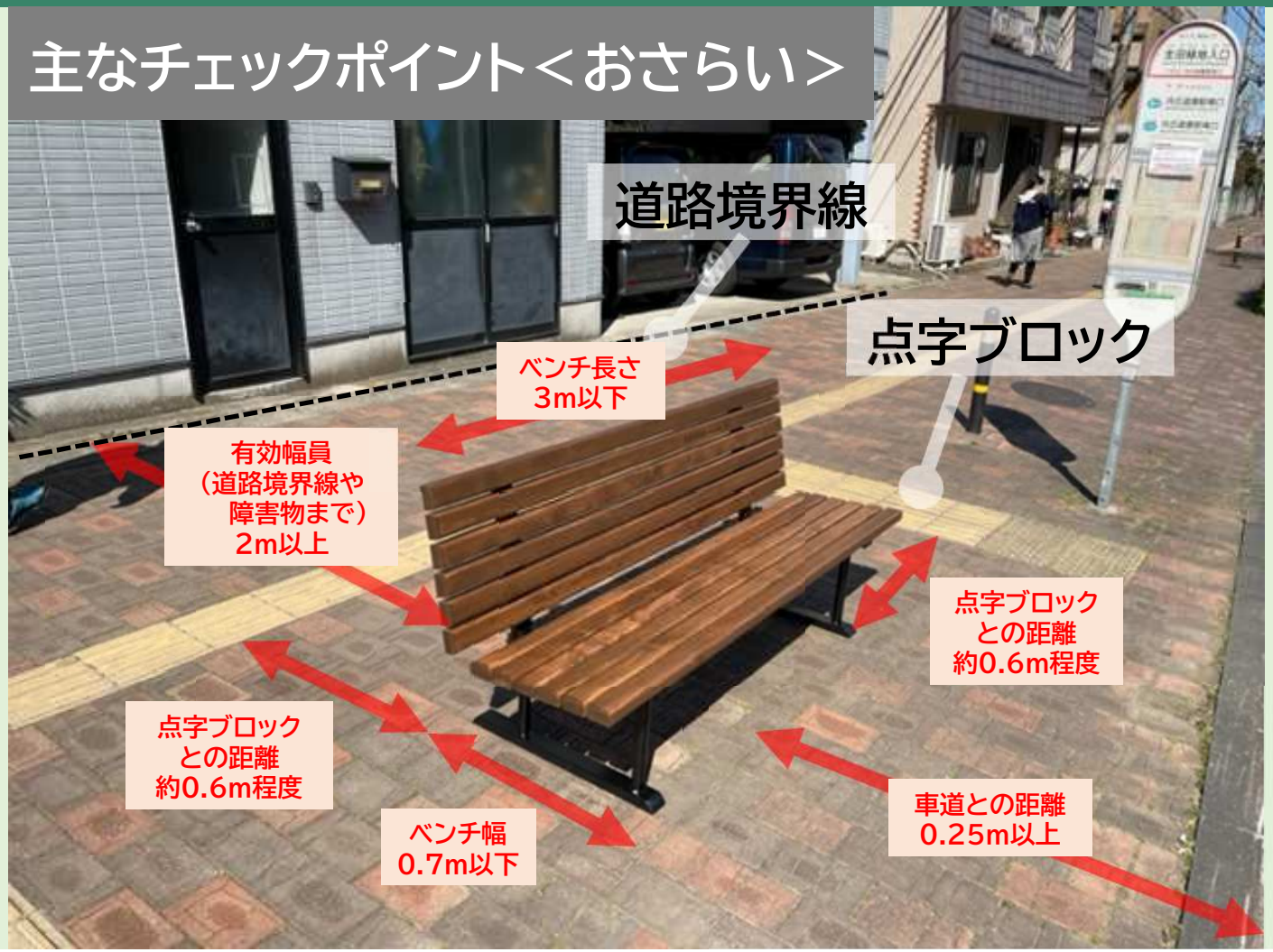




1 ベンチを設置できる場所

P10

主なチェックポイント＜おさらい＞



歩道の有効幅員（ふくいん）2m以上

車道との距離0.25m以上

点字ブロックとの距離
約0.6m程度

ベンチの長さ3m以下
幅0.7m以下

1 ベンチを設置できる場所

P11

民有地

- ✓ 歩道以外にも、地権者の同意が得られれば、バス停付近の民有地（駐車場や店舗など）に設置するベンチも補助対象です
- ✓ バス停前の歩道が狭く、設置が難しい場合でも、設置できそうな場所がないか探してみましょう



2 ベンチを設置できない場所

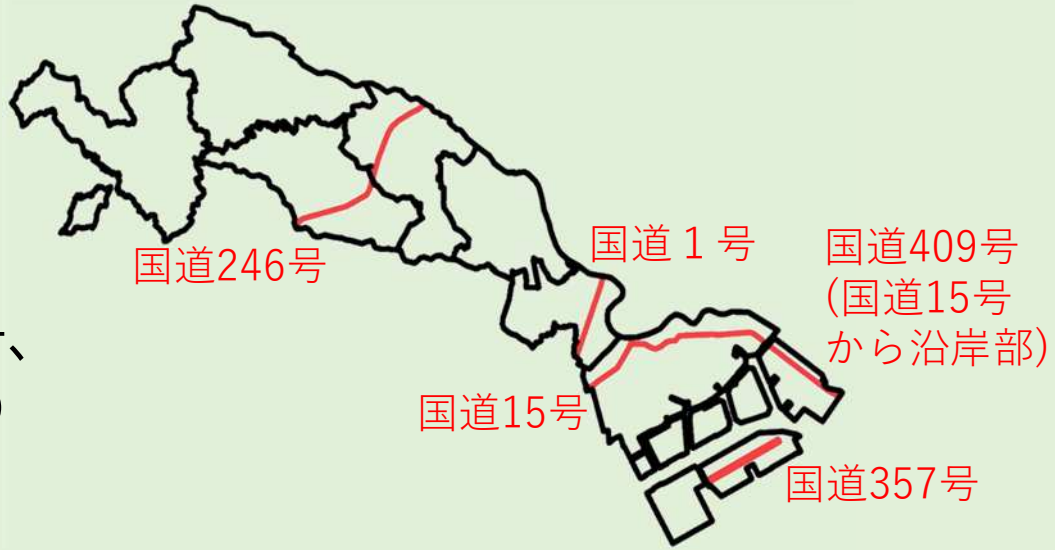
P12

国道

× 国が管理している国道（国道の歩道）
にはベンチを設置することができません

ただし、川崎市が管理している国道132号、
国道409号（国道15号から沿岸部を除く）
には設置可能です

ベンチを設置できない国道



3 設置場所を決める際の注意点

P13

周辺権利者の同意

ポイント
トラブル防止！

ベンチを設置することをバス停周辺の権利者に説明し、同意を得てください。また、町内会等の区域外に設置する場合は、設置場所の町内会等から同意を得てください。

車椅子・ベビーカー利用者への配慮

ポイント
中扉付近には
設置しない

車椅子やベビーカーを利用されている方は、バスの中扉から乗車することがあります。スムーズな乗り降りのために、なるべく中扉から離した位置にベンチを設置しましょう。

待機列と乗車順

ポイント
乗車順が
分かるように！

立って待つ人とベンチに座って待つ人の乗車順が分かるような配置にしましょう。バスの前扉付近や、バス停から少し離れた場所に設置するのが有効です。

設置場所が決まったら…

ベンチの設置場所がバス利用者の円滑な乗降に支障がない場所であるかバス事業者に確認する必要があります。担当するバス事業者の確認はまちづくり局総務部企画課が行いますので、設置場所が決まり次第ご連絡ください。（電話番号：044-200-2703）

4 設置場所の状態確認

P14

既設ベンチの対応

- ✓ ベンチ新設に伴い、既設のベンチを処分・移設をする場合は、
 新設する前に設置者と相談のうえ、処分・移設を行ってください
- ✓ 設置者が分からない場合は、道路公園センターに確認してください

町内会・自治会が設置した既設ベンチは、道路公園センターに道路の復旧方法や処分の手続き方法などを確認のうえ、町内会・自治会が処分してください。
※占用許可を受けている既設ベンチは道路占用の廃止届を提出する必要があります

4 設置場所の状態確認

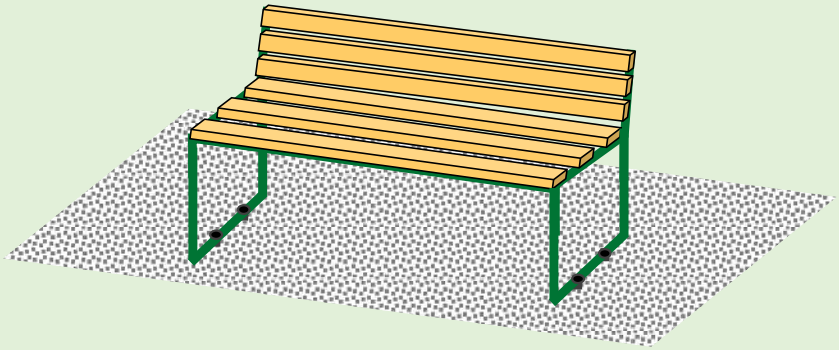
P15

地面への固定方法

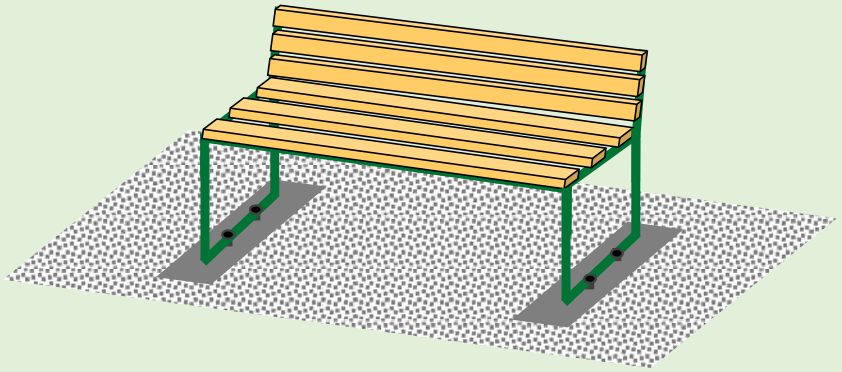
- ✓ 台風の際などにもベンチが動かないよう対策を行う必要があります
- ✓ 歩道に設置する場合は、地面の舗装状況などにより、適した固定方法が異なるため、道路公園センターに確認しましょう

固定方法（例）

●アンカーボルト固定



●基礎＋アンカーボルト固定

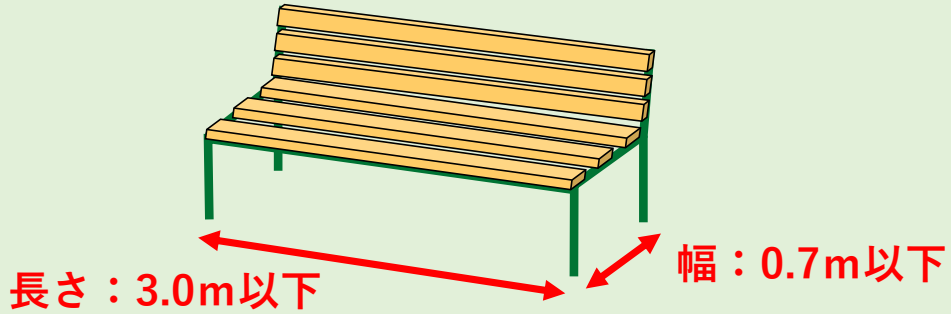


5 ベンチの仕様

P16

サイズ

- ✓ バス停に設置されている一般的なベンチのサイズは、長さ1.8m×幅0.6m程度です（3～4人掛け）
- ✓ 歩道に設置する場合は、最大でも長さ3.0m×幅0.7m以下とする必要があります



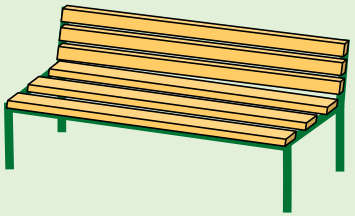
材質

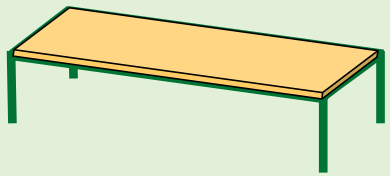
- ✓ ベンチは、雨などに対して耐久性があり、退色しないものとする必要があるため、設置業者にその条件を満たすよう依頼してください
- ✓ 「川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金制度」を活用する場合は、国産木材を使用したベンチである必要があります

5 ベンチの仕様

背もたれ

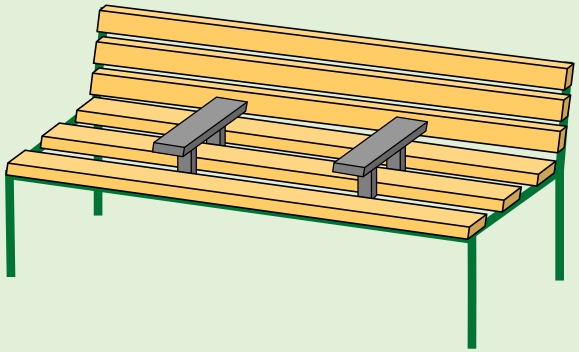
- ✓ 背もたれがあるとゆったり座ることができます
- ✓ 一方で、背もたれがないベンチの方が幅をとらないため、狭い歩道にも設置しやすくなります
- ✓ また、背もたれがなければ両方向から座ることができるため、車道側への設置に適しています





ひじ掛け

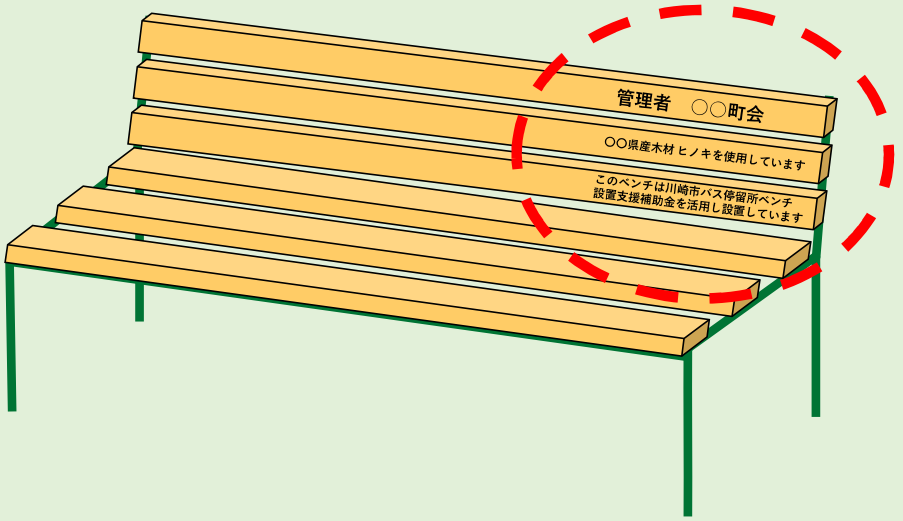
- ✓ ベンチを設置すると、ベンチに寝てしまう人が現れる可能性がありますが、ひじ掛けがあれば防止することができます



5 ベンチの仕様

P18

管理者名の表示



- ✓ 歩道にベンチを設置する場合は、ベンチに管理者である町内会・自治会の名称を表示する必要があります
- ✓ また、補助金交付を受ける場合は、「国産木材であること」、「当補助金を活用し設置している旨」を容易に消えない方法で表示してください。



- ✓ 管理者名の表示方法は、焼き印など手が触れても怪我の恐れが無いものを推奨します
- ✓ 表示板とする場合は、利用者が触れづらい場所に設置するなど安全に配慮してください

6 業者の選び方～ベンチ設置

P19

業者を選ぶ際に確認するポイント

必要作業	確認ポイント	チェック
搬入・設置の対応	・ベンチの材料調達・製作・運搬・設置（施工）まで一括して対応してもらえることや、市の占用基準に基づき、設置してもらえる業者を選びましょう	
破損時等の対応	ベンチが破損した場合などの補修作業や相談対応	
図面等の作成	各種申請に必要な図面等の作成	

設置立ち会い

ベンチ設置の際は立ち会い、設置位置や大きさ、素材などを確認しましょう
⇒その際、ベンチの清掃方法、点検箇所、メンテナンス方法なども確認

7 設置前に決めておくこと

P20

維持管理の流れ

- ✓ ベンチの清掃や点検を誰がいつ行うのか予め決めておきましょう
- ✓ 2週間から1か月に1度程度はベンチの状態を確認できるようにしてください
- ✓ メンテナンス方法などの維持管理方法をベンチ製作業者にあらかじめ確認しておきましょう

保険の加入

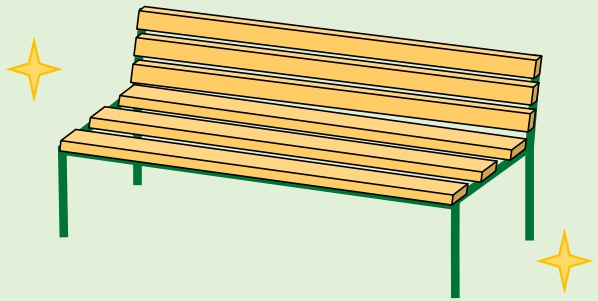
- ✓ ベンチに起因する事故やベンチにいたずらをされてしまった場合などに備え、保険の加入に努めてください
- ✓ 既に町内会・自治会で加入している保険がある場合は、当該保険で補償できる可能性もあります。保険会社に確認しましょう

8 ベンチの維持管理

P21

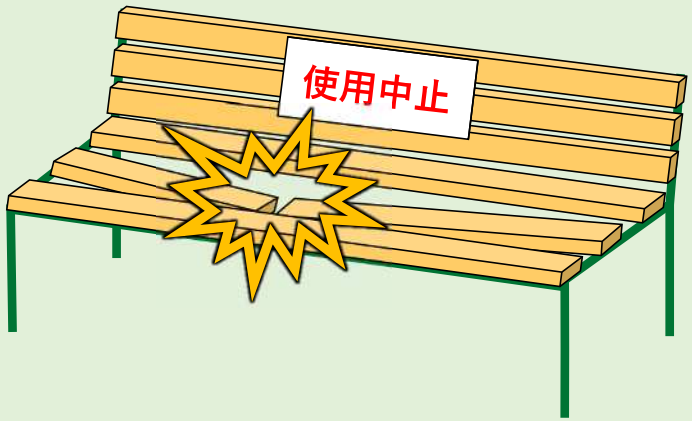
清掃・点検・メンテナンス

- ✓ 2週間～1か月に1度程度の間隔でベンチを清掃しましょう
- ✓ 清掃に併せて、破損箇所の有無やボルトの緩みなどを点検しましょう
- ✓ 設置時に業者に確認した方法のとおりメンテナンスを実施しましょう



破損箇所などがあった場合

- ✓ ベンチに「使用中止」などの貼り紙をしてください
- ✓ ベンチを購入した業者に連絡をとり、修理について相談しましょう



8 ベンチの維持管理

P22

維持管理にかかる主な費用（参考）

項目	費用（参考）	備考
保険	年額5,000円～	施設賠償責任保険など
清掃用具	年額1,000円～	雑巾・洗浄剤などの購入費
表面保護剤	1回10,000円～	数年に1度行うことを推奨
角材交換	1本50,000円～	座面・背もたれの角材が折れた場合
処分費	1,000円～	粗大ごみとして処分する場合

※費用はベンチにより大きく異なります

※保険は町内会・自治会において既に加入しているものでカバーできる可能性があります

※ベンチによってはこの他にも必要になる費用があります

9 各種手続き（補助金申請）

P23

川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金

申請先：まちづくり局
総務部企画課

バス停にベンチを設置する費用に対して、補助を受けることができます **【上限30万円（税込）】**

申請者

設置するベンチの適正な維持管理、将来必要な撤去・廃棄を責任をもって行うことができる**町内会・自治会**

対象

バス停に設置する**国産木材を活用したベンチ**の設置に要する費用

手続き

・交付要綱、設置の手引き、手続きの手順書等に沿って手続きを行う必要があります

・補助金の交付申請に加え、道路占用許可や道路使用許可を受ける必要があります

まずはご相談ください！

川崎市まちづくり局総務部企画課

電話：044-200-2703



9 各種手続き（補助金申請）

P24

川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金

申請先：まちづくり局
総務部企画課

✓ 補助金の交付を受ける場合は、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付要綱に基づいて、補助金交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります

必要書類	説明	チェック
交付申請書（第1号様式）	申請者・担当者の氏名・連絡先、設置場所、補助対象経費（見積額）、概算払要望の有無などを記載する書類	
見積書の写し	ベンチ設置に要する費用の見積書の写し	
設置場所（写真）	ベンチ設置場所周辺の状況が分かる図面、写真	
設置理由書 ・調整状況報告書（第2号様式）	ベンチ設置を希望する理由やその背景など、 周辺地権者や道路公園センターとの確認・調整内容など	
役員等氏名一覧表及び 暴排条例適合確認同意書	代表者又は役員に暴力団員等がいないことを確認するため、町内会・自治会役員等の役職名・氏名・生年月日・住所をご記載いただきます	

9 各種手続き（設置手続き）

P25

道路占用許可申請

申請先：
各区道路公園センター

- ✓ 歩道にベンチを設置する場合、あらかじめ市の占用許可基準に基づいて許可を得る必要があります
- ✓ 申請書には、ベンチ設置場所を示す図面等を添付する必要があるため、業者に作成を依頼しましょう

必要書類	説明	チェック
道路占用許可申請書	設置場所、ベンチの寸法、設置業者などを記載する書類（様式あり）	
案内図（位置図）	ベンチを設置するバス停の位置を示す地図	
平面図	ベンチを歩道のどこに設置するかを示す図面	
設計図（構造図等）	ベンチの詳細な寸法がわかる図面、仕様（耐久力・腐朽・退色対策明記）	
道路占用料免除願	道路占用料を免除してもらうために必要な書類（様式あり）	

9 各種手続き（設置手続き）

P26

道路占用許可申請

申請先：
各区道路公園センター

道路公園センター（利用調整担当）の連絡先

区	電話番号	所在地
川崎区	044-244-3206	川崎区大島1-25-10
幸区	044-544-5500	幸区下平間357-3
中原区	044-788-2311	中原区下小田中2-9-1
高津区	044-833-1221	高津区溝口5-15-7
宮前区	044-877-1661	宮前区有馬2-6-4
多摩区	044-946-0044	多摩区菅北浦4-11-20
麻生区	044-954-0505	麻生区古沢120

※区役所とは別の場所になります

9 各種手続き（設置手続き）

P27

道路使用許可申請

申請先：所轄警察署

- ✓ 道路公園センターに申請を行ったあと、所轄の警察署に道路使用許可の申請を行う必要があります。申請に必要な図面は、道路公園センターに申請したものと同じです
- ✓ 手数料が2,000円かかりますが、設置時のみ補助対象経費に含めることができますので、その金額も含めて交付申請してください

必要書類	説明	チェック
申請書	申請者の氏名・住所、設置場所などを記載する書類（様式あり）	
案内図（位置図）	道路公園センターに提出したものと同じ	
平面図	道路公園センターに提出したものと同じ	
設計図（構造図等）	道路公園センターに提出したものと同じ	
道路占用許可申請書	道路占用許可の申請書に道路公園センターの受付印を押したもの	

9 各種手続き（設置手続き）

P28

道路使用許可申請

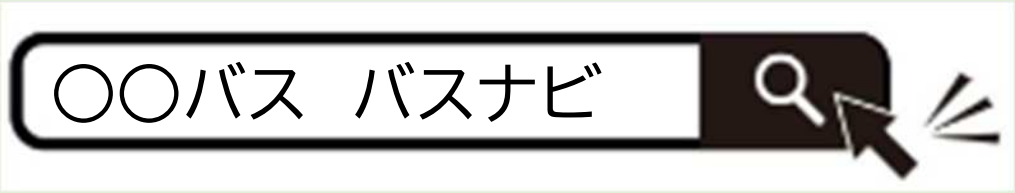
申請先：所轄警察署

所轄警察署の連絡先

区	電話番号	所在地
川崎区	川崎臨港警察署：044-266-0110 川崎警察署　　：044-222-0110	川崎区池上新町2-17-14 川崎区日進町25-1
幸区	幸警察署：044-548-0110	幸区南幸町3-154-4
中原区	中原警察署：044-722-0110	中原区小杉町3-256
高津区	高津警察署：044-822-0110	高津区溝口4-5-1
宮前区	宮前警察署：044-853-0110	宮前区宮前平2-19-11
多摩区	多摩警察署：044-922-0110	多摩区枡形3-1-1
麻生区	麻生警察署：044-951-0110	麻生区古沢86-1

10 参考

便利！



- ✓ 各バス事業者のホームページでは、バスの運行情報をリアルタイムで確認できるため、バス停でバスを長時間待たなくても乗り遅れを気にせずに利用できます
- ✓ 便利なサービスを活用することも併せて考えてみてください



PC版

モバイル版



出典：川崎市交通局HP（市バスナビ）